

令和 2 年度原子力規制委員会
第57回会議議事録

令和 3 年 2 月 17 日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会 第57回会議

令和3年2月17日

10:00～11:35

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）
- 議題2：原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針の改定について（案）
- 議題3：日本原子力研究開発機構の次期中長期目標について

更田委員長

それでは、これより第57回原子力規制委員会を始めます。

今回も新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言が出ていますので、一般傍聴は入れずにネット配信のみで行います。

最初の議題は「京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）」。

説明は大島安全規制管理官から。

大島原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の大島でございます。

資料1に基づきまして、説明をさせていただきます。

「1.経緯」でございますけれども、本件につきましては、昨年12月9日のこの原子力規制委員会におきまして報告をさせていただきました、設置変更承認申請書の添付書類の誤りに関するものでございます。

具体的には、2ページ目「申請の概要」でございますけれども「実験物の異常等による反応度の付加」に関する部分につきまして三点ほど変更をした上で、評価事象から削除をしているというものでございます。

三番目、審査結果の案の取りまとめでございますけれども、審査会合等におきまして審査を進めさせていただいております。その結果、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）第26条第4項において準用する同法第24条第1項の各号のいずれにも適合しているものと認められるということで、別紙1のとおり審査結果の案を取りまとめるということで、原子力委員会、文部科学大臣への意見聴取という手続になってございます。

具体的な審査書案でございますけれども、5ページ目、別紙1でございます。

まず、一、原子炉等規制法第24条第1項第1号の関係の平和目的に関するところでございますけれども、今回の変更承認申請におきまして、目的に変更はございません。

それから、二番目、経理的基礎に係る部分でございますけれども、今回の申請に伴う変更につきまして、工事はございません。ですので、追加資金の発生もないので、経理的基礎が認められるということでございます。

それから、次のページ、6ページ目、三番目、第1項第2号の技術的能力に係る部分でございます。ここにつきましては、後ほど添付の方で説明させていただきます。

また、4.の第3号及び5.の第4号についても、その次のページの添付の中で説明をさせていただきます。

具体的には、少し飛んでいただきまして、10ページ目のところが審査書の内容になってございますけれども、まず、技術的能力についてでございますけれども、今回の申請におきまして、申請時点での技術者数等の更新がございましたけれども、内容については変更がございませんでしたので、技術的能力について、適合していると判断をさせていただきます。

それから、11ページ目でございます。許可基準規則への適合についてでございますけれども、今回の申請に係る部分につきましては、第13条と第29条が関係してございます。

まず、先に第29条の方を見ていただきたいのですが、今回の変更におきましては、先ほど概要を申し上げましたけれども、照射物を使用しないこと、それから、パイルオシレータで使用する実験物が装置の中で動かないように固定をすること、それから、検出器を挿入いたします挿入管につきましては、炉心に反応度が加わらない場所に設置をするという変更になってございます。

この結果から、実験物の移動又は状態の変化が生じることはなく、反応度が異常に投入されていないということを確認させていただいてございます。

その上で、第13条の方、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故の拡大の防止についてでございますけれども、今申し上げましたとおり、実験物による反応度が異常に投入されないものということでございまして、その結果、運転時の異常な過渡変化に対する解析のうち、実験物の異常等による反応度の付加に係る事象を削除していること、また、それ以外の事象については、既に承認をしているものから変更がないということを確認させていただきましたので、第1項第1号の規定に適合しているものと判断してございます。

その結果といたしまして、12ページ目、審査の結果でございますけれども、該当する基準に適合しているものということで確認をしてございます。

今後の手続関係で、少し前に戻っていただきまして、2ページ目、4番目でございます「原子力委員会への意見聴取」、それから、5番目の「文部科学大臣への意見聴取」について、手続を進めさせていただければということで思っております。

それから、3ページ目「科学的・技術的意見の募集」についてでございますけれども、これにつきましては、試験研究用原子炉施設につきましては、リスクの観点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合には、意見募集を行うことがあり得ることになってございます。したがって、案の1、案の2ということで、意見募集を行う場合と行わない場合で作らせていただいております。

また「今後の予定」でございますけれども、特に案の2の意見募集を行わない場合につきましては、文書管理要領に基づきまして、原子力規制庁長官の専決処理で進めさせていただければと思っております。

説明は以上でございます。

更田委員長

御意見はありますか。

山中委員。

山中委員

本件は、既に原子力規制委員会で報告をさせていただいておりますように、京都大学の方から、KUCA（京都大学臨界実験装置）で既に承認になった申請の中の解析のうち、実験物の異常等による反応度の付加について、評価の誤りがあったという報告がなされました。

京都大学で評価を見直して、再度変更申請を出されました。本年1月に審査会合を改めて開きまして、審査を行った次第でございます。審査書案について、御審議いただければと思います。

更田委員長

評価の誤りというより、評価における想定の誤りですね、これはね。

田中委員。

田中委員

1ページのところにありますが、今回の誤りがあったことに対して、保安規定に定めた品質保証における不適合事象として不適合管理などの対策を進め、また、京都大学の研究所の中の原子炉安全委員会で発生原因と再発防止の取組について審議し、取りまとめた変更申請であると考え、対応としては適切なものと考えます。

試験研究炉においては、様々な実験モードがあるところ、研究所での品質保証や安全委員会は大変重要かと思っておりますので、今後ともしっかりとやっていただきたいと思います。

また、今回の三つの変更に対しては、安全上問題ないものと考えます。

更田委員長

ほかに御意見はありますか。

では、審査書ですが。

石渡委員。

石渡委員

ささいな字句の問題なのですけれども、10ページの真ん中辺の(2)に「ドップラ係数」というのがあるのですけれども、これはどんな辞書を見ても、大体「ドップラー効果」とか「ドップラー係数」と「ー」が入るのですよね。これはこういうふうになければいけないのですか。

更田委員長

そうかな。こういうのも見る。三好さんが、どちらかというと、この分野の人だから。

三好原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門上席安全審査官(試験炉担当)

研究炉等審査部門試験炉班の三好です。

今、委員の御指摘のように、通常は「ドップラー係数」というふうに「ー」があるのが普通だということだと思います。ただ、今、実は京都大学の申請書がこの表記になっていまして、それに合わせたわけではないのですが、それを使ったということで、今後、その辺、一般的に使われる用語としては「ドップラー」の方が適切だということのようですので、何かの機会に直すということも検討させていただければと思います。

石渡委員

そうですね。特に法律上こういうふうになければいかんとか、そういうことでもないわけですね。

三好原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門上席安全審査官(試験炉担当)

研究炉等審査部門試験炉班の三好です。

そうですね。特にそういう、この部分については「ー」があったり、なかったりと。同じようにこの中で「パイルオシレータ」というのが出てきますけれども、これも「パイルオシレーター」と言ったり「パイルオシレータ」と言ったりちょっとありまして、これは今までの慣用としては両方あるので、どちらとも言えないのですけれども、どちらかという、今お話にあった「ドップラー」の方は「ドップラー」の方が一般的だと認識しております。

石渡委員

分かりました。

更田委員長

音波だとか日常生活での「ドップラー効果」というとき、高校で習う「ドップラー効果」の場合は伸ばしますけれども、でも、ウラン238の共鳴吸収のときというのは、私もこの分野にいましたけれども、伸ばしたり、伸ばさなかったりは余り気にしなかったですし、「パイルオシレータ」も伸ばさない方がむしろ多いぐらいだったかな。

いずれにしろ、審査書は申請書との対称を取りますので、特に石渡委員が強くこだわることがなければ、このままにしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

石渡委員

はい。どちらでもあるという、今までそういうふうに来てきたということであれば、やむを得ないかと思えます。

更田委員長

ほかにありますか。

では、審査書をこの案のとおり取りまとめるということでよろしいでしょうか。

(委員首肯)

更田委員長

その上で、まず、科学的・技術的意見の募集について、御意見はありますでしょうか。

山中委員。

山中委員

特に本申請、科学的・技術的な新規性、あるいは重要な判断が含まれるとは考えませんので、意見募集を行わない方向で進めさせていただければと思います。

更田委員長

ほかに御意見はありますか。

田中委員。

田中委員

私もそう考えます。

更田委員長

御異論がなければ、科学的・技術的意見の募集を行わないということにしたいと思いま

すが、よろしいですか。

その上で、原子力委員会、それから文部科学大臣からの意見聴取をして、その後、双方から特段の意見がない場合には、長官専決でこれを承認するという事でよろしいでしょうか。

(委員首肯)

更田委員長

では、そのとおり進めてください。ありがとうございました。

二つ目の議題は「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針の改定について(案)」。
説明は金城人事課長から。

金城長官官房人事課長

それでは、人事課長の金城の方から、資料2に基づきまして、この基本方針の改定について、その案を説明させていただきます。

まず、この人材育成の基本方針の改定の考え方ですけれども、先月、1月13日の原子力規制委員会において了承いただきました。そのときの方針を基に改定した案を今日は準備しましたので、御説明させていただきます。

まず、この一枚目のところに、改定内容、どういう改定をしたというのを簡単にまとめております。

「はじめに」とあったところを、例えば、目的に係る記述を残して経緯などを削除したとか、あと、第1章の「基本理念」のところも、これは記述内容は変更していませんけれども、ちょっと場所を動かして統合したというのがございます。

第2章の施策体系に関する事項も、基本的に項目等は変更せず、進捗状況を踏まえた変更にしておりまして、多少の順番の入れ替えなどはしております。

第3章のところですが、これはこれまで重点的に取り組むべき事項といったものを入れていましたけれども、こういったものを重点計画に反映させるといったことをしまして、この後、どういう形で計画的にこれを遂行していくのかという記述にさせていただきます。

最後の結びも骨格部分を残したというものでございます。

これの具体的な新旧の参照は、7ページ目以降の資料でありますので、適宜参照いただければと思います。

それでは、案文の本文、2ページ目以降に別紙としてつけております。こちらの方を説明させていただきますけれども、まず最初に、始まる文章のところ最初にこの目的などを示していますけれども、原子力規制委員会の人材育成の究極の目標といったところは、やはり組織理念に掲げられた使命と活動原則を実践するといったこととありますので、そういったものからまず始めてございます。

そういった上で基本理念を明確にするといったことで、この基本方針を定めるといったことですが、第1章のまず「基本理念」のところ「委員会のコミットメント」と、

3 ページ目は「人材育成の基本原則」といったところでありますけれども、基本的に記述は変えてございません。そういった中で、原子力規制委員会のコミットメント、基本的な考え方や原子力規制委員会の責務について記述しているところでございます。

3 ページ目に移らせていただきまして「人材育成の基本原則」ですけれども、こちらの方も書いている項目は三項目ございまして、まずは、こういった育成施策の立案の考え方、幹部職員・管理職員の責任、個々の職員の責任といったことで、それぞれの考え方、責任を明示しているところでございます。こちらの方も以前のものから基本的に変わってはございません。

4 ページ目に移らせていただきますと、今度は第2章といったことで「人材育成に係る施策体系に関する事項」を定めてございます。こちらの方を定めたのは平成26年でしたけれども、それからの進捗を踏まえて修正をして、骨格部分を残すといったことになってございます。

こちらの方は大きく5つの項目になっておりますけれども、まず、育成プロセスの体系化といったところで、まずは職員全体をどう育成していくのか。それぞれの職員ごとにキャリアアップのモデル、キャリアパスを設定して、そういったキャリアパスの実現を目指すといったことでまず全体を体系化した上で、特に規制業務といったところにつきましては、資格を付与する制度を今運用していますので、そういったところについての記述となっております。

2 . のところは、今度はそれぞれのキャリアパスに対応した研修体系の構築といったところで、それぞれのキャリアパスモデル、資格制度に対応した研修体系を構築するといったことや、それをやはりちゃんと継続的に行うように研修の再受講などを求める制度を導入するといったことで、これは1月にも一部御説明をさせていただいているところでございます。

三番目はOJTの実施といったことを規定しておりまして、OJTを行う指導担当者を含めてちゃんと研修を行うといったことであります。

5 ページ目に移らせていただきますと「職員共通の知識の修得」、これはちょっと順番を引っ越しはしましたけれども、共通知識の修得、知識といったところを1段落目のところで定義をいたしまして、そういったものをしっかりと語学も含めて研修をするといったことが2段落目の記述となっております。

最後、五番目の記述としましては、そういった人材育成を円滑にするための環境の整備といったところで、まず、最初の段落で記述していますのは、やはり福島事故対応を含めて、いろいろな経験を持ったベテラン職員などもおりますので、そういった者からの伝承といったものを位置づけまして、あとは、当然、こういった研修をするためには、職員がちゃんとインセンティブを有することが大前提となりますので、そのインセンティブ付与に関することを2段落目に記述してございます。

あとは、こういった職員の育成も、原子力規制委員会のみならず、やはりいろいろな場

を使ってやる必要がありますので、他省庁を含めたいろいろな交流人事に関することや、あと、学会との関係が最後の段落に記されているところでございます。

最後、6ページ目になりますけれども、冒頭でも説明しました第3章のところはタイトルから書き換えて、こういった人材育成施策の計画的な遂行といったものを記述しております。

最後の「結びに」のところも、原子力規制委員会の自らの責務を果たしていくといったものを最後に宣言していただいて、あと、人事当局に対する期待といったものを記述するといった形で締めくくらせていただいております。

資料の説明は以上になります。

更田委員長

御意見はありますか。

伴委員

内容については了解しましたけれども、その構成について、幾つかコメントです。

まず「第1章 基本理念」のところ、1として「委員会のコミットメント」とあって、2として「人材育成の基本原則」とあるのですけれども「1. 基本的考え方」と「2. 人材育成施策及び研修計画の立案の考え方」というのは並べてはどうかと。むしろ「委員会の責務」を2.のそれぞれの責任がありますよね。ここに並べた方が分かりやすくなるのではないかなというのが、まず1つ。

それから、6ページ目の第3章というのが、3章と言いながらこの3行しかないのですよね。これはもう第2章の中に入れてしまってもいいのではないかなというのが、「結びに」というのも、これはある意味繰り返しなので、特になくてもよいのではないかと。

一応、以上がコメントです。

更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

石渡委員

まず、前の案文というか、改正前の文章を見ると、まず「はじめに」のところ、ページでいうと通しの7ページ目の右側の赤い字で書いてあるところですけども、2段落目の最初のところに「東京電力福島原子力発電所の事故の教訓を踏まえ」ということが出てくるのですけれども、それが今回の案文では抜けているように思うのですよね。

私としては、これはやはり取ってしまってもいけない部分だと思いますので、最初の前文の一番最初のところに、例えばですけども「原子力規制委員会の人材育成の究極の目標は」で始まるわけですけども、正にその最初の「原子力規制委員会」の前に「東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて設置された原子力規制委員会」とか、そういうような形で、何らかの形で事故の教訓ということを残すべきであると思います。それが一つ。

それから、2番目は、今も話がありましたけれども、第1章の基本理念の「委員会のコミットメント」の「(基本的考え方)」というところに、高い倫理観といますか、そういったような言葉をやはり入れるべきであると思います。倫理観を持って行うということですね。職員の持続的な育成に尽力するというこの前に、高い倫理観を持つということを入れるべきであろうと思います。

以上二点です。

更田委員長

田中委員。

田中委員

第2章の1項なのですけれども、改正前と改正後を見ると、改正後においては、必要な業務には規制の実務、安全研究うんぬんと、ばーっとこれが急に出てくるのですけれども、旧の方ではその前に何か文章みたいなものがあって「必要な業務には」というのがあったので、何かこの文章の前に少し文章があった方が流れが分かりやすいのかなと思います。

更田委員長

山中委員、いかがですか。

山中委員

まず、4ページのキャリアパスの明示化というのですか、プロセスの体系化というような項目で書いてある部分ですけれども、なかなか原子力規制庁というのは歴史が浅いので、ロールモデルを提示するということがなかなか難しいので、キャリアパスを本当に職員の人に明示できるかなというところがちょっと心配なのですけれども、是非工夫してその辺りはやっていただければなと思います。

それから、5ページ目なのですけれども、これは改正前から官民人事交流というのは既に記載がされていて、再度その辺りを詳しく書いていただいているのですけれども、この辺り、実際にもう既に最初から基本方針として官民人事交流というのが書いてあったので、実際にそういう交流が行われているかどうかというような点について、ちょっと教えていただければと思うのですけれども。

金城長官官房人事課長

人事課長の金城ですけれども、実際、この官民交流、これは制度化されているものでございまして、この制度に基づいて民間から人を受け入れたり、こちらから出したりということは行っております。

具体的な数については、ちょっと補足を説明します。

奥長官官房人事課企画官

現在、官民人事交流の制度を使いまして、民間の企業の方に出ている職員というのは、今、0名になります。受入れは何名かありますけれども、今、それが実態でございまして、人事課の奥でございまして。失礼しました。

山中委員

ありがとうございます。

実はIRRS（総合規制評価サービス）のフォローアップミッションのときに、いわゆるディスカッションの中で、民間事業者においてOJTをやってはというような御意見を頂いているので、是非ともこの辺り、きちんとルールに基づいて、そういうOJTのような形で人事交流ができるといいなと思ったのですけれども、改正前からそういう文言をきちんと書いていただいているので、できればこの部分を実際に活用していただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

金城長官官房人事課長
人事課長の金城です。

IRRSの御指摘は我々も認識していますので、検討は引き続き行いたいと考えてございます。

更田委員長

ほかにありますか。

私からは、別紙の一枚目、通しでいえば2ページ目で「基本的考え方」ですが、ここで「委員会」と出てきている場合はこの五人のことを指しているのだよね、こちらの。

これを読むと本当かという気がするのだけれども、「委員会の責務」の中に学習・研修等のために必要となる資源を適切に配分すること、将来のうんぬんとと並んでいるわけですけれども、確かに奨励とかというのは分かるけれども、基本方針に「責務」と書かれる以上、実行されなければいけないわけなのだけれども、実態に合っているのだろうか。

もう一つは、そもそもちょっと懸念として持っているのは、原子力規制委員会というのは行政組織で育った人間は1人もいないのですね。今、これは原子力規制庁の職員の方々ということなので、行政マンの育成をやろうとしているので、そこにそもそも懸念を持っています。全然育ち方が違う。極端に違う。

それから、原子力規制庁という行政組織の性格を考えると、ジェネラリストはもちろん必要なのだけれども、エキスパートも必要で、ジェネラリストの育ち方とエキスパートの育ち方というのは果たしてどうなのかというところ、これも問題意識です。

それから「OJT」という言葉が山中委員の御意見の中にも出ましたし、あちらこちらに出てくるのだけれども「OJT」という言葉が安易に利用されていないか。通常の勤務・執務をしているときに、OJT認定なりなんなり、OJT中とOJTではないのと色分けをするのか、しないのか。育成しようとする人を現場に置けば、それがOJTとなっていないか。

だから「OJT」という言葉を使うのであれば、OJTというのは特段に通常の勤務とは違ってこうなのだというのがないと、研修とかそういった訓練とか、これは現場の意識かもしれないけれども、また、育ち方が違うから役所では違うのかもしれないけれども、OJTというのは、研修とか訓練をさぼるといえるのか、さぼると言うと言葉が悪いね。少なくするためにOJTで補っていますという言い方をするけれども、実際はちょっと方便的に使われる言葉

なので、基本方針でOJTに触れるのだったら、OJTの定義なり、OJTはこうするものと明確にしなければいけないだろうと思います。

それから、そもそも組織の中で、人材育成のときに、自分の周辺に人が育ったら、それは自分に対する評価に跳ね返るようになってきているのだろうか。研究機関は極めてこの点は独特かもしれなくて、本人に対する評価に周囲が育ったかどうかが決定的に効くのです。というか、非常に大きな要素なのです。

一方で、ただ、余り人事異動がない組織なので、よりそこが強調されるというところが研究機関ではありますけれども、行政組織みたいに非常に人事異動が頻繁な組織で、果たしてそれがどうなのかというところはあるのだろうと思いますけれども、そういった点もろもろ、改定するなら、ちょっとの手直しではないような気がしているのですけれども、いかがでしょう。

うなずいておられますけれども、伴委員。

伴委員

今、OJTの話が出たので、これを余り前面に出さない方がいいのかなというのは私も実はあって、というのは、OJTというのは非常に昭和の匂いのする言葉だなという印象を持っているので、ちょっとどうなのかなというのはあります。

更田委員長

ここで多分意見を聞くと、尽きないと思いますので、委員の中、自分をさっさと除いてしまって申し訳ないですけれども、どなたかボランティアでこれをライン・バイ・ラインで策定する作業を買って出てくださいる委員はいらっしゃるのでしょうか。

伴委員

もしそういうことであれば、積極的に事務局と共同作業をしたいと思います。

更田委員長

あと、幹部。三幹部、どなたかという。でも、これは人材育成だから、次長なのかな。

片山次長

次長の片山ですが、私の所掌だと思っています。

一点、OJTについて申し上げますと、少なくとも明確にこれはOJTだと位置づけてやっているのは、資格制度に伴うOJTでございます。これは期間もある程度限定をし、具体的な指導官も明確にした上でやっているという意味で、定義、輪郭が非常に明確なOJTになっていると思います。

では、それ以外の業務、要するに、行政事務全般について申し上げますと、これはなかなか、OJTの定義を明確にしるとおっしゃられても、それはなかなか難しからうと思います。

それと、普通、行政官であれば、仕事を通じて成長していくというのが普通のところだと思いますし、ある種、研修の受講命令を出して、ある一定の期間、職務から切り離して研修を受けさせるというのは、むしろ特別の機会というようなことかなと思っております。

そういう意味でいきますと、資格制度との関連というのは大きいのですけれども、ある

一定の期間、仕事から切り離して研修を特に受けさせて、人を育てていくという制度を明確に持っているという意味では、非常に原子力規制庁自身は特徴的な組織だと思っておりますので、そういうことをこの基本方針で明確にしているということかなと思っております。

更田委員長

であるならば、広義の意味でのOJTというのは、むしろ書くべきではないのだろうと思うのですけれどもね。繰り返しますけれども、要するに、明確に訓練の資格制度に伴うものは定義されているだろうけれども、定義されていないものに関して言うと、そこに特段にOJTであるから何というのがないのであれば、それは人材育成の基本方針として安易にOJTに触れるのは異論があるのですけれども。

では、片山次長と買って出ていただいた伴委員と、それから、作業に当たっている人事課、人材育成センターでよく議論をして、改めて委員会に諮ってもらえればと思います。

片山次長

承知しました。

金城長官官房人事課長

了解しました。

更田委員長

三つ目の議題は「日本原子力研究開発機構の次期中長期目標について」。

説明は大村審議官から。

大村長官官房審議官

審議官の大村でございます。

それでは、資料3に基づきまして御説明をいたします。「日本原子力研究開発機構の次期中長期目標について」ということでございます。

JAEA（日本原子力研究開発機構）の現行の中長期目標というのがあるわけですが、期間が令和3年度が最終年度となっている。もうちょっと正確に言いますと、平成27年度に開始されまして、令和3年度までということです。西暦でいう2015年度から2021年度までと、この7年間ということになっております。

令和4年度以降に次の中長期目標を定める必要がある。これは令和4年度から令和10年度、基本的には7年間だと思っておりますが、これは国の方で定めてJAEAに指示をすると。それから、指示を受けたJAEAは、これを受けて中長期の計画というものを作成し、これは主務大臣の認可という形になります。

今後のスケジュールということですが、令和3年度中に幾つかの必要を行う必要がある。

まず、一つは、現行の中長期目標期間の終了時に見込まれる業務の実施評価というものを行う必要がある。これは令和3年度までの計画なので、終わってから行うと次期の目標・計画に反映できませんので、少し前倒しして、これは法令上の措置として3年度中に評価

を行う。それから、次期中長期目標の原子力規制委員会としての決定というものがあります。それから、中長期計画、これが申請されますので、これの認可を行うということになります。

スケジュールですけれども、前回、要するに7年前ということですが、この策定時においては、1月、それから2月、それぞれ目標の決定、それから、計画の認可というスケジュールで進みました。今回はどうなるかというのはありますけれども、前回の日程を参考にしながら、必要な準備を進めるといふことにしたいと考えております。

3.に「文部科学省における機構の在り方検討について」というのがございますけれども、現在、文部科学省の方で原子力科学技術委員会、審議会でありますけれども、原子力科学技術委員会の原子力研究開発・基盤・人材作業部会、以下「作業部会」と書いてありますけれども、ここの場を使って、次期中長期目標の策定に向けて機構の在り方というものの検討が開始をされております。

これに関しては、別添1に作業部会の現在のメンバー、それから、別添2にこの在り方検討について、どういうことをやっていこうかということについての資料がついてございます。

その一環としまして、公開の形で関係機関からヒアリングというものが実施されております。関係機関といいますのは、資料の別添2の方にもありますけれども、電気事業連合会とか原子力学会等々でございます。

それで、2ページ目でございますけれども、原子力規制庁が2月9日に開催されましたこのヒアリングに参加をいたしまして、私の方から幾つかの点について説明を行ったということでございます。

説明内容は別添3にございますので、見ていただきますと、通しの6ページ以降でございますが、通しの7ページ以降に、まずは「原子力規制委員会とJAEAとの関係」ということで、安全研究センター、それから原子力緊急時支援研究センター、こういう外部TSOというものを我々は有していると。それは外部TSOがJAEAの中にあるという関係性。

それから、通しの8ページ以降に、その上の方には、必要があって我々は主務大臣となっており、JAEAに中長期目標、これを指示をする必要があると、こういう立てつけと、あとは、JAEAの方は多数の原子力施設を持っておりますので、我々は規制対象事業者としてJAEAを見ていると、こういう関係性があるということを述べた上で、幾つかのポイントについて説明を行いました。

通しの9ページ目以降でございますが、まず一つは、先ほど申し上げましたTSOの機能でございますが、これを維持拡充をしていく必要があるということで、詳しくは申し上げませんけれども、下に書いているような点が非常に重要なので、これは十分配慮する必要があるということを申し上げました。

それから、通しの10ページ以降は、個別の課題について、大きく3つの点についてプレゼンを行ったと。

一つ目は、JAEAが有する原子力施設の廃止措置、これの確実な実施が必要であると。御案内のとおり、JAEAは廃止措置段階の原子力施設を多数抱えておりまして、多額の費用がかかる、長期化すると、こういうことがあるのですけれども、この長期化というのは避けるべきであろうということで、10ページの下にありますように、こういう集中的な資源投入というものができる仕組みについて検討する必要があるのではないかとということをお願いしました。これにつきましては、これはJAEA理事長との意見交換でも度々にわたり言及されているところでございます。

それから、11ページ以降に、これは2点目であります。利用実態のない核燃料物質の集約管理ということで、11ページの上の方には主要な許可事業所、それから、国規物、これの実態について調査の結果がありますけれども、いずれにせよ、利用実態の核燃料物質が多数あるということですので、これをJAEAの方で集約管理をするというのが従前からの課題になっていると。これはJAEA法上もそういう業務を行うことができるというふうになっておりますので、これについても、これまで累次にわたりJAEAと原子力規制委員会の間で議論があったということでございます。

したがって、JAEAにおいて、引き続きこれをきっちりと前向きに検討してほしいということをお願いしたということでございます。

それから、3点目、12ページ目以降ですけれども、放射性廃棄物の処分に係るJAEAの役割ということで、これもJAEA法上、JAEAが研究施設等の廃棄物、これは埋設処分事業の実施主体と位置づけられております。

ということですので、JAEAがもちろん自分たちが持っている廃棄物もありますけれども、JAEA以外の研究機関であるとか、大学、医療機関、民間企業、こういうものの有しておる放射性廃棄物の処分、これをJAEAが責任を持って進めてほしいということで、これに関しても、これまで累次のJAEA理事長との意見交換でもいろいろ発言なり、やり取りがあったという経緯でございます。

それで、2ページ目に戻っていただきまして、そういうプレゼンを行ったわけですが、これに関しまして、作業部会の委員数名の方から何点かについて質問があったと。特に人材育成の取組、集約する核燃料物質の利活用、廃止措置のための資源投入の仕組み等について質問がございまして、若干の質疑応答がありました。

ごく簡単に紹介をいたしますと、人材育成に関しましては、JAEAを通じて民間との人材育成の取組は実際に実施しているのか、又は実施できるのかということの質問がありましたけれども、今まで当方の立場として、民間の人材育成について、JAEAの安全研究センター等で行うという、そういう観点で検討したことはないわけですけれども、ただ、JAEAそのものは研究独法でありまして、比較的自由度があるので、検討してみる余地はあるのではないかとというお答えをしました。

それから、核燃料物質の集約管理をしたものの利活用について、何かそういう措置というのはあり得るのかという質問でありましたけれども、これはもちろん詳細はJAEAに聞か

ないと不明であるということですが、仮にJAEAに譲渡されたというものが集約管理されているのであれば、それを利活用するという可能性はあるのではないかとということをお答えしました。いずれにせよ、制度設計次第だということです。

それから、あと、廃止措置に関しましては、長期化を避けるために規制側で何かコミットできるというか、やれることはあるのかという質問がありまして、廃止措置そのものは、我々は規制という立場で関与するわけですが、廃止の促進といいますか、資源投入のようなことを、原子力規制委員会であるとか、原子力規制庁が解決できるという問題ではないと。これは国全体として捉える問題であって、JAEAが最大限の努力を要する問題だとお答えしました。

それから、最後に、廃止措置の費用確保について、先ほどの資料の中でも、JAEA設置法の改正に、委員長からも御発言もあったところがあるのですけれども、こういう枠組みというのはどこでやれるのかと、決まっていくのかという質問がありまして、これについては、国の分担では、もちろん原子力規制庁、原子力規制委員会は規制という立場でありますので、担当という意味では文部科学省であろうということではありますが、まずは、やはりJAEAがどのようにしていくのかということをしっかり検討する必要があるのではないかとというお答えをしました。

この点につきましては、文部科学省から若干の補足があり、現在のJAEA設置法では、長期の借入金というのは核燃料サイクル関係のものにしか適用できないということで、廃止措置のために長期の借入れの制度を作るということはなかなかハードルが高いのですという話がありましたけれども、ただ、そういうことも含め、非常に重要な課題であるので、資金調達の方法については今後も検討していきたいと、こういう発言もあったということでございます。

以上、JAEAの中期目標に関する御説明、それから、それに向けたヒアリングに参加したときの御報告でございました。

以上でございます。

更田委員長

御意見はありますか。

まずは、うちの共管部分に関して、主務大臣の一方となっているものに対しては、今後、スケジュールに沿って中長期目標の策定に進んでいくと。それ以外のことに関しては、今回、部会でのヒアリングがあって、審議官がそこで発話されたわけけれども、このプロセスというのは今後何かあるのですか。こちらから何かを伝えるタイミングというのはあるのですか。

大村長官官房審議官

作業部会の作業そのものは、これは文部科学省の審議会でありますので、今回、一連のヒアリングが終わったということで、これから作業部会として、目標なり、計画なり、どういうことを反映していくべきなのかということの検討が行われて、何か取りまとめが行

われるということになるようでございます。それは我々の所掌ではないので、そこについて、特に我々の方から何かを行うということは基本的にはないと思っております。

更田委員長

おそらく今回の部会のヒアリングが最後の機会だったと捉えていいですか。

大村長官官房審議官

はい。それで結構だと思います。

更田委員長

共管部分については、これから議論もして、しっかりした中長期目標の、これはもちろん文部科学省との間の調整が必要ですが、作っていく。それから、共管以外の部分に関しては、部会でコメントする機会が与えられたのですけれども、三つ改めて申し上げておきますけれども、廃止措置はJAEAにとって極めて大きい。

例えば、東海再処理は70年かかると言っていますけれども、その70年だって、なかなか費用等も数千億円、8000億円弱という見積もりではあるけれども、要するに、今世紀中に頑張るといふものだし、JMTRは50MWで出力密度が低いこともあって、ものすごく図体の大きなものですから、これも相当なもの。

さらに、言うまでもなく、ふげんがあって、もんじゅがあってということですので、国立研究開発法人としてのJAEAが責務を果たす上でデコミ（廃止措置）はものすごく大きな要素で、当然、デコミが進めば、今度は、片づけるという意味では処分が巡ってくるので、処分問題への取組、特にRI研究所廃棄物の主体としての役割というのが巡ってくると。

それから、これは原子力規制委員会が発足して間もない頃から、JAEAに期待といいますか、しているところはRIの引取りですね。それについても、今回。

これはあれですよ、発生費用であるとか、そういったような問題がまず先に解決されないと、なかなか進まないのだろうと思っておりますけれども、利用実態のない核燃料物質の集約管理、これは非常に国全体としてのメリットが大きなものではあるので、是非しっかり取り組んでいただきたいと思います。

特に御意見がなければ、これは報告を受けたということにしたいと思っております。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、一件、私の方から各委員の御意見を伺いたいことがあります。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用事案について、一昨日、国会で東京電力の適格性を厳しく再評価すべきではないかという趣旨の御質問を頂きました。これに対して、IDカード不正使用事案は核物質防護規定違反であり、今後実施する原子力規制検査を通じて、現在の核物質防護規定と東京電力の防護措置が十分なものなのか、厳しく確認・評価をしていくという旨をお答えしました。

ここからですけれども、柏崎刈羽原子力発電所の設置変更許可時に行ったいわゆる適格性の確認については、基準不適合や保安規定違反、核物質防護規定違反などの個別の事案

が生ずる都度、審査をやり直すというわけではなくて、原子力規制検査によって事案の重要度や深刻度を評価し、その結果に応じて必要な対応を東京電力に求めていく。場合によっては、施設の使用停止を含む厳格な措置を講じていくという対応が適切であると考えています。

今回のIDカードの不正使用事案は、核物質防護規定違反ですけれども、東京電力が設置変更許可時に確約した取組というのは、継続的な改善のための改革を進めること、経営層による迅速な情報共有など、核物質防護においても通じるところが幾つもあります。

このような観点を含め、核物質防護を対象とする原子力規制検査によって事実確認をまず行う。その結果を踏まえて、現在の核物質防護規定とそれに基づく東京電力の防護措置が十分なものなのか、厳しく確認・評価をしていくことが必要だと考えます。

これは答弁と委員会の議論、本件に関しては、非公開の原子力規制委員会で複数回議論をしているところでありますけれども、公開の委員会で議論をこれまでですのと、それから、国会での答弁が相前後してしまったので、答弁後にはなりますけれども、改めて各委員のお考えを伺っておきたいと思えます。

お一方ずつ伺いたいと思えますけれども、どなたか。

田中委員。

田中委員

本件は核物質防護の観点ですから、各種防護規定の中で耐用保安検査、いろいろな検査、原子力施設検査がありますから、そこで見えていく。また、必要があれば、何らかの対応が必要かと思えます。もちろん、保安規定の中に7項目という適格性等々があるのですけれども、これは保安規定の中での話と先ほど言った防護規定とは若干異なる点もあるのですけれども、相通じるところがもしあるとすれば、核物質防護規定の中でこれをどう見えていくのかということも今後必要になってくるかも分かりません。

更田委員長

ほかに。

山中委員。

山中委員

本件については、東京電力から根本的な原因の報告というのがあるかと思えますけれども、それについて、改めて核物質防護規定の中で、検査で事実確認をし、その結果に基づいて改めて委員会で議論をするという、そういう方向で私は結構かと思えます。

更田委員長

伴委員。

伴委員

本件は非常に重大な問題だと思っています。重大な問題であるだけに、安易な判断は避けるべきだと、拙速な判断は避けるべきだと思っています。現在、まず東京電力に対してボールを投げた格好になっていますけれども、その結果を受けて、さらに精細に検査をした

上で事実関係を把握して、適切に対処することが重要だと思っています。

一方で、原子力規制委員会に対する報告が遅れたということで、そもそもすぐに報告されていたら、保安規定の認可がなされていたのかという議論がありますけれども、それに関しては、非常に難しい問題で、保安規定に盛り込まれた内容が私は適切であると思っておりますが、一方で、あそこまで書き込んだというのは、福島第一の事故を起こした当事者として、改めて原子力施設を稼働するということに関して、相当な覚悟を持って臨んでもらわなければいけないということの裏返しでもあります。

そういう観点で見たときに、今回の東京電力の対処は果たしてどうだったのかというのは、やはりそこに大きなクエスチョンマークがつくということは申し上げておきたいと思っております。

更田委員長

石渡委員。

石渡委員

私は、委員長が国会で答弁された考え方でやっていくということによろしいと思います。

更田委員長

どうしても手続が絡んでいるので、理解されにくいところがあるだろうと思っておりますけれども、原子力施設を利用する者、特に発電所を動かすところは設置許可を受けなければいけない。設工認で認可を受けなければいけない。保安規定を申請して、認可を受けなければいけない。核物質防護規定を申請して、認可を受けなければいけない。この4つのいずれの1つでも欠けたら、その施設の利用はできないわけで、当然のことながら、核物質防護規定に関して違反があったわけなので、まず、違反事実の特定にかかると。ですから、最初のステップはとにかく検査なのだと思うのです。

検査の上で、重要度、深刻度をきちんと押さえていく。それによって、東京電力の核物質防護が十分なものかどうかという評価をまずしなければいけない。さらに、核物質防護規定が申請されて、一旦認可したものではあるけれども、この核物質防護規定が十分なものかどうかというのをその次に判断しなければいけない。核物質防護規定が十分でないということであれば、これは改めて核物質防護規定についての認可をやり直すことだって可能性がある。

さらに、核物質防護規定の違反だけでなく、事案を捉えていく中で、保安規定の前提を覆すようなものがあると認められるのであれば、これは保安規定違反にもなるし、そして、保安規定の足らざるところがあるのかどうかという議論になるのだろうと思っております。

まず、とにかく、伴委員が言われるように、ごちゃごちゃに進むことのないように、まず検査でとにかく事案を特定していく。そして、防護が十分かどうかを見る。規定が十分かどうかを見る。まず、核物質防護に係るところを先行させるとというのが答弁に当たっている方針ですし、これは非公開の委員会でも既にお話をしたところですが、改めて各委員の意見を伺っておきたいと考えました。

では、特に御異論というわけではないということで、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

更田委員長 ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

石渡委員。

石渡委員

今日から4日前、先週の土曜日の午後11時8分に東北地方の太平洋側で最大震度6強を観測する強い地震がありまして、東京でもかなり揺れました。この地域では10年前に3.11の東日本大震災があって、その1か月後、4月7日にかなり強い地震がありました。今回の地震というのは、それ以来の強い地震ということになります。

5年前に熊本地震という強い地震が九州であったわけですが、今回、これに匹敵するような、あるいはそれを超えるような強い揺れがあったというような報道もなされております。

熊本地震の後には、こちらの規制庁の基盤研究グループの方で、委員会に対して、新規制基準と熊本地震との関係について御報告を頂いたという経緯がございます。

今回の地震につきましても、かなり強い揺れがあって、しかも、その地域に廃炉中のものを含めて複数の原子力発電所があるということがございますので、今回の地震の性格というか、タイプ、それからメカニズム、それから揺れの分布、あと、3.11とか4.7、それから、熊本地震などとの強震動の比較、それから、各原子力発電所における今回の地震の加速度、速度、時刻歴波形とか、それから、基準地震動に比べてどうだったかというようなこと、もし被害があった場合は、そういう被害についてまとめていただいて、報告を頂きたいと私は考えるのですけれども、いかがでしょうか。

更田委員長

これは原子力規制委員会として報告を指示すれば、報告してもらえるものだと思います。事実関係でありますけれども。

さらに加えるのであれば、今回は警戒事態であって、原子力規制委員会、原子力規制庁も警戒事象に相当する対応体制を取ったわけですが、そこでの振り返りというのがあるだろうと。幾つかのうまくいった点、期待どおりにはいかなかった点であるとか、そういうところの取りまとめが、これは私たち自身にもあるし、それから、各事業者側にもありますので、そういった振り返りも含めて報告をしてもらえればと思いますし、それに、東日本大震災から、それから4月7日、東日本大震災の場合も、3月9日、2日前にマグニチュード7.3の地震があって、60cmぐらいですか、岩手県で津波が観測をされていると。ですから、3月9日、3月11日、そして、4月7日と続いていて、今回、その後、熊本を挟んで、今回、2月13日ですか、という形になっているので、これの一連のもの、特に今回のものについて、石渡委員の御指摘のものについては、これは技術基盤グループから、大村審議官の方で。

大村長官官房審議官

技術基盤グループ長の大村でございます。

今の御指示に従いまして、情報を収集して、整理をして、御報告を申し上げたいと思います。

更田委員長

当方の対応については、緊急事態対策監とも連携を取ってまとめてもらえればと思います。

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。